手続の区分	書面	記載事項
第十条第八号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第九号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十一号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十二号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十三号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十四号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十五号に規定する手続（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合にあっては、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）	［略］	［略］
第十条第六十四号に規定する手続	特許法施行令第十一条第一項又は第二項に規定する申請書	特許法施行令第十一条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十二条第一項の申請書の提出を省略する旨
第十条第六十五号に規定する手続	特許法等関係手数料令第一条の三第一項又は第二項に規定する申請書	特許法等関係手数料令第一条の三第一項各号又は第二項各号に掲げる事項及び特許法施行規則第七十三条第一項の申請書の提出を省略する旨

（物件の提出）

第十九条　電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一～三　［略］

三の二　特許法施行令第十一条第一項若しくは第二項又は特許法等関係手数料令第一条の三第一項若しくは第二項の規定により提出すべき経済産業省令で定める書面

三の三　国際出願法施行令第四条の規定により提出すべき経済産業省令で定める書面

手続の区分	書面	記載事項
第十条第八号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第九号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十一号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十二号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十三号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十四号に規定する手続	［略］	［略］
第十条第十五号に規定する手続（登録料納付書に必要な事項を記録して登録料の納付と同時に意匠法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合にあっては、登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人（その者の代理人を含む。）と同一の者である場合に限る。）	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］

（物件の提出）

第十九条　電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一～三　［略］

［新設］

［新設］